

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和7年2月1日現在

I. 入院基本料に関する事項

- 1 第1療育課では、1日に15人以上看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち数
6時30分から 9時30分	20人以内
9時30分から13時10分	6人以内
13時10分から15時00分	5人以内
15時00分から18時00分	6人以内
18時00分から21時20分	20人以内
21時20分から 6時30分	30人以内

- 2 第2療育課では、1日に8人以上看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数
6時30分から 9時30分	12人以内
9時30分から13時10分	5人以内
13時10分から15時00分	4人以内
15時00分から18時00分	5人以内
18時00分から21時20分	10人以内
21時20分から 6時30分	20人以内

- 3 療養課では、1日に4人以上看護職員（看護師及び准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数
7時30分から 9時30分	15人以内
9時30分から16時00分	8人以内
16時00分から18時00分	8人以内
18時00分から23時30分	15人以内
23時30分から 7時30分	15人以内

II. 北海道厚生局長への届出事項に関する事項

- 1 当院は、次の施設基準に適合している旨、北海道厚生局に届出を行っています。

① 基本診療料の施設基準等

- ・障害者施設等入院基本料（10対1）
- ・療養病棟入院基本料1（8割以上）
- ・特殊疾患病棟入院料2
- ・特殊疾患入院施設管理加算

② 特掲診療料の施設基準等

- ・薬剤管理指導料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・入院ベースアップ評価料22
- ・検体検査管理加算（II）
- ・運動器リハビリテーション料（I）
- ・障害児（者）リハビリテーション料
- ・CT撮影
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

- 2 当院は入院時食事療養に関する特別管理の届出による入院患者の食事を提供しています。
特別管理による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。
・入院食事療養（1）

III. 保険外負担に関する事項

- 1 当院は、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。
- ・紙おむつ代 1枚につき 35円から95円
 - ・電気使用料（テレビ） 1ヶ月につき 400円
 - ・洗濯代 1回につき 400円
 - ・理髪代 1回につき 1,000円から2,000円

IV. 無料低額診療事業のご案内

- 1 無料低額事業について
当院では、社会福祉法に基づき、生計困難な方が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限される事の無い様に、医療費の自己負担を軽くする無料又は低額での診療事業を実施しています。又、当院で行った投薬に係る費用も減免の対象となります。

- 2 対象になる方
生活保護受給世帯の方、行路病人およびホームレスの方、低所得者世帯で経済的理由により診療費の支払が困難な方など。

- 3 ご相談・お問い合わせ
詳しくは、窓口までお申し出ください。